

一般競争入札の実施について

下記のとおり一般競争入札を実施しますので、精華町契約規則第3条の2に基づき公告する。

令和7年9月18日

精華町長 杉 浦 正 省

1. 概要

- (1) 案 件 名 令和7年度 都市公園等遊具点検・修繕業務委託
- (2) 履 行 場 所 相楽郡精華町 地内
- (3) 内 容
 - ・都市公園等遊具点検
 - 単体遊具 (A) 109基
 - 単体遊具 (B) 22基
 - 単体遊具 (C) 5基
 - 複合遊具 (小) 16基
 - ・都市公園遊具修繕 7公園
- (4) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年2月27日
- (5) 発注担当課 事業部 建設課
- (6) 入 札 方 式 紙入札

2. 入札参加資格要件等

2-1 共通要件

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ. 令和7・8年度精華町物品役務競争入札参加資格の「公園遊具」、「公園遊具設備管理」、「その他役務（遊具保守点検関係）」の登録者であること。
- ウ. 本一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から入札執行の日までの期間に、精華町又は、京都府の指名停止措置を受けていないこと。
- エ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- オ. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- カ. 本公告に示した調達物品の仕様等を満たす物品を納入できることが認められる者であること。

2-2 個別要件

- ア. 平成26年度以降に元請として、国（独立行政法人等の政府関係機関を含む）又は地方公共団体が管理する公園遊具の点検、調査及び修繕提案（改修計画）書の作成業務実績（業務が完了しているものに限る）を有するものであること。
- イ. 本業務に係る技術者について、特記仕様書に定める技術者を適正配置できること。

3. 本契約締結の要件

落札者が入札執行日から本契約締結日までの期間において、精華町又は京都府の指名停止措置を受けた場合、又は落札者の不正行為等が発覚した場合については、本落札決定を取り消すものとする。

4. 入札参加申請書等の作成及び提出等

（1）入札参加申請書等の入手方法

精華町ホームページからダウンロード若しくは下記により交付します。

- ア. 交付期間 令和7年9月18日（木）から令和7年9月26日（金）まで
（午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までは除く。また、最終日は午後4時まで。）
- イ. 交付場所 精華町役場 事業部 建設課
- ウ. 入手費用 無料

（2）入札参加申請書等の作成

前記所定様式により入札参加希望者が作成すること。作成説明会は実施しない。

（3）入札参加申請書等の受付

- ア. 受付日 令和7年9月29日（月）及び令和7年9月30日（火）の2日間
（午前9時から午後4時まで。午前11時30分から午後1時までは除く。）
- イ. 受付場所 精華町役場 事業部 建設課
- ウ. 提出書類
 - ①一般競争入札参加申請書
 - ②入札参加申請書受付票兼受付確認票
 - ③令和7・8年度物品役務競争入札参加資格審査申請受付書
※電子申請サイトからダウンロードしたもの
 - ④業務実績調書
- エ. 提出部数 提出書類①～④各1部
- オ. その他 入札参加申請書等は持参することとし、郵送又はファクシミリ等によるものは受け付けない。

5. 入札の方法及び入札を執行する場所、日時等

（1）入札方法

本案件の入札参加者出席のもとで、入札書の提出により執行する。

（2）入札予定日時

令和7年10月15日（水） 午後3時00分より

(3) 入札場所

精華町役場 3階 入札室

(4) 入札条件

ア. 入札保証金 免除

イ. 契約保証金 免除

ウ. 最低制限価格の設定 無

エ. 入札及び契約等の事務取扱については、本町契約規則及び法令その他定めるところにより行う。

オ. 入札を辞退する場合は、入札開始時刻までに書面により建設課へ届けること。

カ. 入札会場への入場は、1 業者 1 名（共同企業体も同様に 1 名）とし、出席者名簿と同じ番号の座席に着席すること。なお、代理人による入札は、委任状を提出すること。

キ. 入札金額の積算根拠を明確にするため、入札執行時に「本業務内訳書」の提出を求める場合がある。なお、落札者については、入札執行後前述の内訳書の提出を求める。

ク. 本契約の履行に際し関係法令及び契約書を遵守すること。特に業務の一括下請については禁止されている事項であるので注意すること。状況により調査表の提出を求めることがある。

ケ. 入札書の形式に定めがないので任意とする。

コ. 入札参加者は、入札書の必要事項すべてを記入しなければならない。また、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000 円」とする。なお、千円未満まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

入札書に記載する金額は、内訳書の合計金額（消費税相当額を除く合計金額）を超えないこと。

サ. 内訳書の様式は自由とするが、記載内容は設計図書に参考資料として添付する金抜設計書の項目に一致（仕訳表は不要、一般管理費は諸経費としても可）させること。

内訳書には、案件名、社名、代表者名を記載し、社印または代表者印を押印のこと。

内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

シ. 質問等について、入札参加申請書及び資格確認資料に関する質問は、電話等による問い合わせを随時受け付ける。（閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。）

設計図書等に関する質問については、別記様式に記入し、当該公告に示す期限までに電子メールで提出すること。（電話、ファクシミリ、持参、郵送等によるものは受け付けない。）

設計図書等に関する質問の回答については、入札参加予定者に電子メール等により回答します。

質問の受付：令和 7 年 10 月 6 日（月）正午まで

質問の回答：令和 7 年 10 月 8 日（水）までに回答します。

(5) 入札の無効及び失格に関する事項

- ア. 入札に参加する資格のない者の行った入札。
- イ. 申請書等に虚偽の記載した者や提出しなかった者の行った入札。
- ウ. 記名押印のない入札。
- エ. 金額、氏名、その他重要な部分の誤脱もしくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者。
- オ. 内訳書の提出が必要な入札案件においては、開札の日時において有効な内訳書を提出しなかった入札及び内訳書の記載がない入札。
- カ. 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む）をした者の行った入札。
- キ. 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札。
- ク. 予定価格が事前公表された入札においては、予定価格を超える価格での入札。
- ケ. 最低制限価格の設定がある場合は、最低制限価格未満の価格での入札。
- コ. 入札関係職員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の入札。
- サ. その他、入札に関する条件に違反した者の入札。

6. その他

- (1) 設計図書等については、公告の日から精華町役場事業部建設課にて閲覧できる。
- (2) 入札参加申請書等の提出は、直ちに入札参加資格を有するものではない。
- (3) 入札参加申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該案件の入札参加資格業者としないとともに、精華町の指名停止措置等を行うことがある。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 予定価格に対して、著しく低い金額で応札が行われた場合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定されている不当廉売の疑いがあるものとして、公正取引委員会に報告することがある。
- (8) 入札参加資格の適否を確認し、入札参加資格を満たさない業者への通知は、書面にて非適合通知を送付する。
- (9) 入札参加者が1社のみの場合は、入札を中止する。

(問い合わせ先)

精華町役場 事業部 建設課

電話番号 (0774) 95-1901

FAX番号 (0774) 95-3973

メールアドレス kensetsu@town.seika.lg.jp